

令和2年度 第3回 江戸川区熟年しあわせ計画及び 介護保険事業計画検討委員会

令和2年9月15日 午後7時
グリーンパレス5階「孔雀」

1 開 会

2 委員長あいさつ

3 議 事

(1) 認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進について

(2) 高齢者の権利擁護・虐待対応について

(3) 区内介護事業所における災害・感染症対策について

(4) 計画策定の方向性（案）について

4 その他

5 閉 会

(配付資料)

- 資料 1-1 認知症高齢者数
- 資料 1-2 認知症施策の現況と今後の方向性
- 資料 1-3 認知症施策の総合的な推進について
- 資料 1-4 江戸川区の認知症施策
- 資料 2 権利擁護事業の現況と今後の方向性
- 資料 3 区内介護事業所における災害・感染症対策について
- 資料 4-1 基本指針について
- 資料 4-2 「中間のまとめ」の構成と骨子（案）
- 参考資料 今後のスケジュール（予定）

本日の論点について（第3回）

（1） 認知症推進施策大綱等を踏まえた認知症施策の推進について

【課題】 認知症になっても希望を持って暮らし続けるために・・・

- 認知症の方や介護する家族に対する支援について、どのような取組が必要か。

（2） 高齢者の権利擁護・虐待対応について

【課題】 住み慣れた地域で安心・安全に暮らし続けるために・・・

- 認知症や一人暮らしの熟年者の増加が見込まれる中、今後の権利擁護のあり方、高齢者虐待への対応について、さらに充実すべき方策は何か。

（3） 区内介護事業所における災害・感染症対策について

【課題】 緊急事態が起こっても、必要な人が介護サービスを継続利用していくために・・・

- 近年の災害発生・感染症の流行を踏まえ、有事の場合においても必要な人が必要なサービスを継続利用するため、区や介護事業者が構築すべき連携体制は何か。

認知症高齢者数

資料1-1

	認知症者数	令和7年（2025年）推計
国 ※1	（平成24年） 462万人（15%）	700万人（約20%）
都 ※2	（平成28年） 41万人（13.8%）	56万人（17.2%）
江戸川区 ※3	（令和2年5月末現在） 19,780人（13.3%）	27,396人（18%）

※1 2015年1月7日に厚生労働省が発表した認知症者有病者数推計値

※2 東京都が推計した、何らかの認知症の症状がある高齢者数(認知症日常生活自立度 I 以上)

※3 65歳以上の認知症日常生活自立度 I 以上(実績)と「江戸川区人口ビジョン」推計人口に約18%をかけた場合

江戸川区の若年性
認知症者数(推計) 226人 ※

※若年性認知症者数は、18歳～64歳人口(R2.6.1 現在444,577人)、10万人に対して50.9人の出現率(※4)により推計

※4 出典 厚生労働省「若年性認知症実態等調査結果(令和2年3月)」より

(1) 認知症に関する普及啓発

「区民向け講演会」やパンフレット「知って安心認知症（江戸川区認知症ケアパス）」などを通じて、認知症に対する正しい知識と理解の普及を図った。

また、「事業者向け講演会」等を実施し、医療と介護の連携の強化と関係機関のネットワークづくりを進めた。

区民向け講演会参加者数			
	平成 30 年度計画	令和元年度計画	令和 2 年度計画
	80 人	80 人	80 人
平成 29 年度実績	平成 30 年度実績	令和元年度実績	令和 2 年度見込み
59 人	64 人	76 人	75 人
事業者向け講演会参加者数			
	平成 30 年度計画	令和元年度計画	令和 2 年度計画
	60 人	60 人	60 人
平成 29 年度実績	平成 30 年度実績	令和元年度実績	令和 2 年度見込み
59 人	33 人	47 人	60 人

(2) 認知症早期発見・診断・対応の仕組みづくり

「認知症支援コーディネーター」や各熟年相談室に配置した「認知症地域支援推進員」、電話相談窓口「認知症ホットライン」などにより、認知症の方やその家族への相談支援を重層的に行った。

加えて、「認知症初期集中支援チーム」を配置し、初期の段階で認知症の方やその家族へ個別の訪問を行うなど、適切な支援を実施した。

さらには、認知症あんしん検診を令和 2 年度より実施し、医療機関による早期発見・診断と、確実な治療及び福祉的な支援につなげていく。

熟年相談室における認知症の相談件数			
平成 29 年度実績	平成 30 年度実績	令和元年度実績	令和 2 年度見込み
26 か所 5,750 件	27 か所 6,279 件	27 か所 6,167 件	27 か所 6,500 件
認知症ホットライン相談件数			
	平成 30 年度計画	令和元年度計画	令和 2 年度計画
	250 件	250 件	250 件
平成 29 年度実績	平成 30 年度実績	令和元年度実績	令和 2 年度見込み
213 件	234 件	230 件	250 件

認知症支援コーディネーター相談延人数※			
	平成 30 年度計画	令和元年度計画	令和 2 年度計画
	400 人	420 人	440 人
平成 29 年度実績	平成 30 年度実績	令和元年度実績	令和 2 年度見込み
316 人	413 人	377 人	440 人
認知症初期集中支援チーム対応件数			
平成 29 年度実績	平成 30 年度実績	令和元年度実績	令和 2 年度見込み
—	5 人	8 人	5 人
認知症あんしん検診			
平成 29 年度実績	平成 30 年度実績	令和元年度実績	令和 2 年度見込み
—	—	—	実施

※平成 29 年度までは認知症支援コーディネーター事業として実施

※平成 30 年度より認知症初期集中支援チーム事業として実施

(3) 地域での日常生活・家族の支援の強化

認知症サポーターの養成を推進し活躍の場を広げるとともに、えどがわオレンジ協力隊事業を実施し、地域や民間事業者の取り組みを支援した。

また、認知症の方が行方不明になった時に早期に対応できるよう、メールニュースを活用した情報発信や、GPSを使用した徘徊探索サービス、おかえりリボン等の普及に努めた。

若年性認知症の人の家族同士の交流や地域への理解を促進する取り組みを行う家族会を支援した。

認知症サポーター養成講座			
	平成 30 年度計画	令和元年度計画	令和 2 年度計画
講座開催数 サポーター養成数	100 講座 3,000 人	100 講座 3,000 人	100 講座 3,000 人
平成 29 年度実績	平成 30 年度実績	令和元年度実績	令和 2 年度見込み
122 講座 3,142 人	94 講座 2,885 人	110 講座 2,989 人	30 講座 1,000 人
えどがわオレンジ協力隊			
平成 29 年度実績	平成 30 年度実績	令和元年度実績	令和 2 年度見込み
—	—	142 団体	200 団体
徘徊探索サービス利用者数（延べ）			
	平成 30 年度計画	令和元年度計画	令和 2 年度計画
	660 人	680 人	700 人
平成 29 年度実績	平成 30 年度実績	令和元年度実績	令和 2 年度見込み
407 人	448 人	398 人	644 人
メールニュース登録者数（認知症行方不明者情報）			
平成 29 年度実績	平成 30 年度実績	令和元年度実績	令和 2 年度見込み
1,486 人	2,017 人	3,743 人	4,700 人

おかえりリボン配付数			
平成 29 年度実績	平成 30 年度実績	令和元年度実績	令和 2 年度見込み
3,200 件	2,381 件	2,148 件	2,000 件
見守りキーホルダー登録者数			
平成 29 年度実績	平成 30 年度実績	令和元年度実績	令和 2 年度見込み
1,788 人	2,680 人	2,767 人	2,900 人
若年性認知症家族会支援			
平成 29 年度実績	平成 30 年度実績	令和元年度実績	令和 2 年度見込み
実施	実施	実施	実施
介護者交流会			
開催回数 参加者数	平成 30 年度計画	令和元年度計画	令和 2 年度計画
	228 回 1,900 人	228 回 1,900 人	228 回 1,900 人
平成 29 年度実績	平成 30 年度実績	令和元年度実績	令和 2 年度見込み
216 回 1,760 人	225 回 1,627 人	202 回 1,462 人	114 回 912 人
江戸川オレンジカフェ（認知症カフェ）			
平成 29 年度実績	平成 30 年度実績	令和元年度実績	令和 2 年度見込み
17 カ所	20 カ所	22 カ所	22 カ所
物忘れ相談人数			
	平成 30 年度計画	令和元年度計画	令和 2 年度計画
	50 人	継続	継続
平成 29 年度実績	平成 30 年度実績	令和元年度実績	令和 2 年度見込み
33 人	40 人	23 人	30 人
熟年者緊急短期入所実施事業（短期入所利用日数）			
	平成 30 年度計画	令和元年度計画	令和 2 年度計画
	5 日	5 日	5 日
平成 29 年度実績	平成 30 年度実績	令和元年度実績	令和 2 年度見込み
—	3 日	1 日	5 日

課題と今後の方向性

区民及び事業者講演会等による普及啓発、認知症初期集中支援チームや認知症あんしん検診等による早期発見・診断・対応の仕組みづくり、認知症サポーターの養成とえどがわオレンジ協力隊等による地域での日常生活の支援等、本区では認知症高齢者への地域ケアの確立に向けた取組を着実に実施している。

今後は、本人の社会参加や家族・介護者の支援について、より効果的な取組を検討し実施していく。

- 平成27年に「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～」(新オレンジプラン)を策定し、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることが出来る社会の実現に向けた取組みを進めてきた。
- 平成30年12月には、認知症に係る諸問題について、関係行政機関の緊密な連携の下、政府一体となって総合的に対策を推進することを目的として「認知症施策推進関係閣僚会議」が設置され、令和元年6月18日に「認知症施策推進大綱」が取りまとめられた。

認知症施策推進大綱(概要)(令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議決定)

【基本的考え方】

認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」※1と「予防」※2を車の両輪として施策を推進

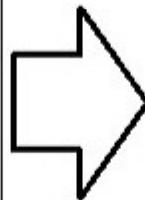
※1 「共生」とは、認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きるという意味

※2 「予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味



コンセプト

- 認知症は誰もがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることなども含め、多くの人にとって身近なものとなっている。
- 生活上の困難が生じた場合でも、重症化を予防しつつ、周囲や地域の理解と協力の下、本人が希望を持って前を向き、力を活かしていくことで極力それを減らし、住み慣れた地域の中で尊厳が守られ、自分らしく暮らし続けることができる社会を目指す。
- 運動不足の改善、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等が、認知症の発症を遅らせることができる可能性が示唆されていることを踏まえ、予防に関するエビデンスを収集・普及し、正しい理解に基づき、予防を含めた認知症への「備え」としての取組を促す。結果として70歳代での発症を10年間で1歳遅らせることを目指す。また、認知症の発症や進行の仕組みの解明や予防法・診断法・治療法等の研究開発を進める。



具体的な施策の5つの柱

① 普及啓発・本人発信支援

- ・企業・職域での認知症サポーター養成の推進
- ・「認知症とともに生きる希望宣言」の展開 等

② 予防

- ・高齢者等が身近で通える場「通いの場」の拡充
- ・エビデンスの収集・普及 等

③ 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

- ・早期発見・早期対応の体制の質の向上、連携強化
- ・家族教室や家族同士のピア活動等の推進 等

④ 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援

- ・認知症になっても利用しやすい生活環境づくり
- ・企業認証・表彰の仕組みの検討
- ・社会参加活動等の推進 等

⑤ 研究開発・産業促進・国際展開

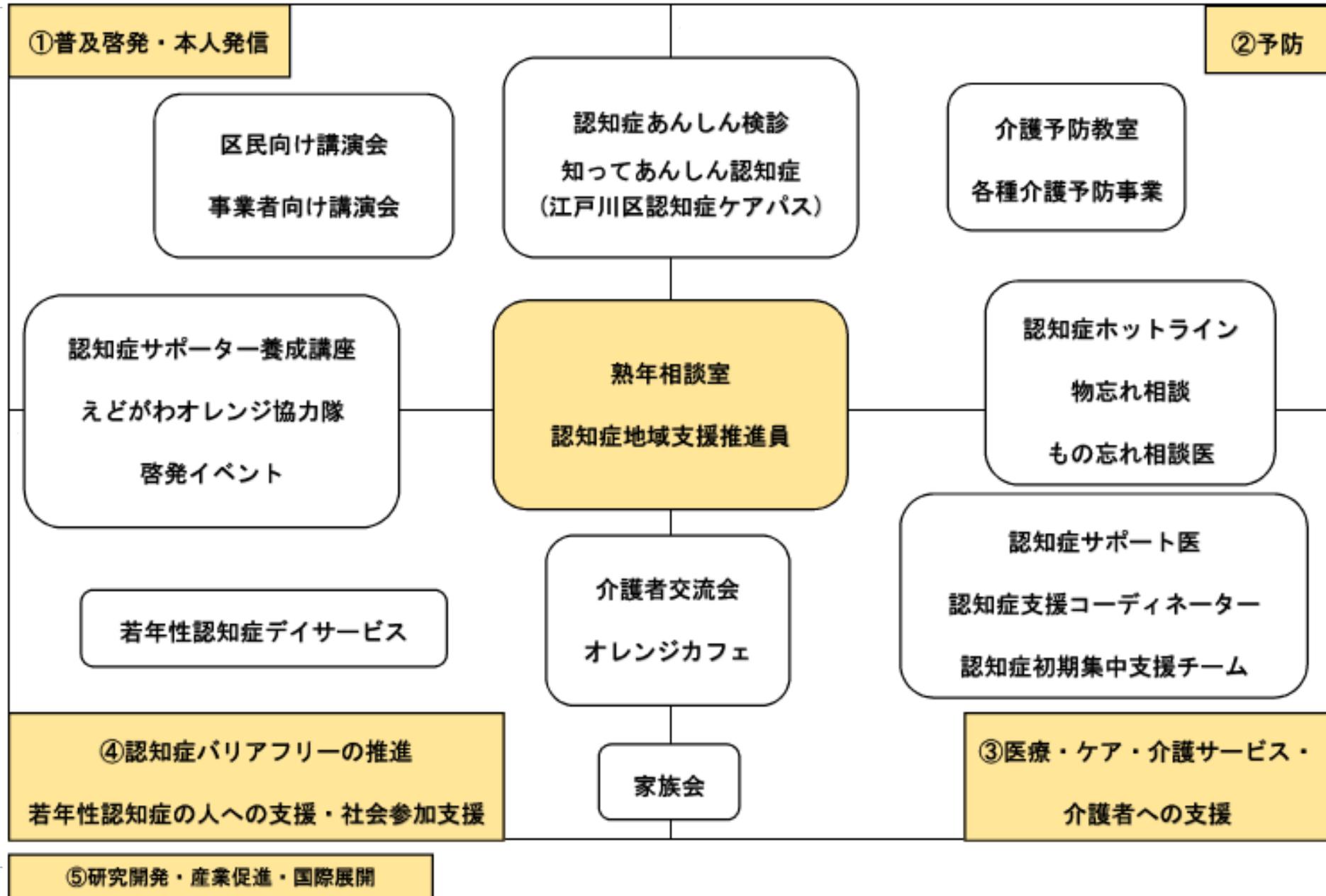
- ・薬剤治験に即応できるコホートの構築 等

認知症の人や家族の視点を重視

江戸川区の認知症施策

資料1-4

<認知症の人や家族の視点の重視>



権利擁護事業の現況と今後の方向性

(1) 安心生活センター事業

認知症などで判断能力に不安のある熟年者等が地域で安心して生活が送れるよう、権利擁護の中心的な機関として社会福祉協議会内に安心生活センターを設置している。本センターは、福祉サービスの利用相談や手続き支援、日常的な金銭管理、書類等の預かりといった安心生活サポート事業を始め、成年後見制度の利用促進のための出前講習や相談、親族申立の支援等を行っている。また、社会貢献型区民後見人を養成し地域資源として活用、区長申立てに関する事務、福祉サービスへの苦情受付などを実施し地域に貢献した。

令和元年度からは、支援可能な親族がいない熟年者に対して見守り、入院時のサポート等の生活支援を行う「おひとり様支援事業」を開始した。

福祉サービスの利用相談や手続き支援件数			
	平成 30 年度計画	令和元年度計画	令和 2 年度計画
	9,730 件	10,900 件	12,200 件
平成 29 年度実績	平成 30 年度実績	令和元年度実績	令和 2 年度見込み
8,995 件	9,028 件	6,731 件	6,000 件
安心生活サポート事業契約件数（年度末件数）			
	平成 30 年度計画	令和元年度計画	令和 2 年度計画
	60 件	62 件	64 件
平成 29 年度実績	平成 30 年度実績	令和元年度実績	令和 2 年度見込み
61 件	67 件	69 件	71 件
入院時サポート事業			
	平成 30 年度実績	令和元年度実績	令和 2 年度見込み
	-	3 件	3 件
おひとり様支援事業			
	平成 30 年度実績	令和元年度実績	令和 2 年度見込み
	-	3 件	6 件
成年後見制度区長申立件数			
	平成 30 年度計画	令和元年度計画	令和 2 年度計画
	100 件	130 件	160 件
平成 29 年度実績	平成 30 年度実績	令和元年度実績	令和 2 年度見込み
87 件	77 件	69 件	65 件

社会福祉協議会による法人後見受任件数			
	平成 30 年度計画	令和元年度計画	令和 2 年度計画
	45 件	50 件	55 件
平成 29 年度実績	平成 30 年度実績	令和元年度実績	令和 2 年度見込み
23 件	33 件	15 件	18 件
社会福祉協議会による後見監督人受任件数			
	平成 30 年度計画	令和元年度計画	令和 2 年度計画
	45 件	50 件	55 件
平成 29 年度実績	平成 30 年度実績	令和元年度実績	令和 2 年度見込み
29 件	34 件	31 件	31 件
社会貢献型後見による後見人受任件数			
	平成 30 年度計画	令和元年度計画	令和 2 年度計画
	45 件	50 件	55 件
平成 29 年度実績	平成 30 年度実績	令和元年度実績	令和 2 年度見込み
29 件	34 件	31 件	31 件
成年後見制度利用支援事業（報酬助成）利用件数			
	平成 30 年度計画	令和元年度計画	令和 2 年度計画
	60 件	90 件	130 件
平成 29 年度実績	平成 30 年度実績	令和元年度実績	令和 2 年度見込み
37 件	61 件	78 件	124 件

課題と今後の方向性

- 昨年度は、相談数を始め各項目で減少したが、今年度はコロナ禍の中でも、「親族申立て」「本人申立て」支援は既に 17 件と、昨年度の 15 件を上回っている。（一昨年度は 30 件）
今後も、関係機関と連携を図りながら、区長申立てだけでなく、「親族申立て」「本人申立て」支援に注力していく。
- 金銭管理等を行っていた安心生活サポート事業の利用者で、後見制度の利用に切り替える方が急増している。特に福祉事務所からの相談が多く、「報酬助成」制度を利用せざるを得ない状況ではあるが、費用負担が困難な方に対しても安心して後見制度の利用ができるよう、引き続き支援を行っていく。
- 昨年度から開始した新規事業である、入院時サポート事業、おひとり様支援事業の普及が進んでいないため、制度の周知をより一層行っていく。一方で、同等の制度を各弁護士会で新設し始めている。本センターが直接支援していくべきか各士業の動きを注視して今後の事業展開を見定めたい。

(2) 高齢者虐待への対応

高齢者虐待につながるおそれがあるケースについては、地域の関係機関や事業者等と協力し、早期発見・早期対応に取り組む。虐待に関する相談があった時は、関係機関による被虐待者の保護、養護者に対するサポート（助言・指導等）や見守りを行った。

熟年相談室による対応			
平成 29 年度実績	平成 30 年度実績	令和元年度実績	令和 2 年度見込み
26 か所 受付件数 延 183 件	27 か所 受付件数 延 192 件	27 か所 受付件数 延 206 件	27 か所 受付件数 延 186 件
権利擁護・高齢者虐待対応事例検討会			
平成 29 年度実績	平成 30 年度実績	令和元年度実績	令和 2 年度見込み
8 回	2 回	全 2 回中止※	2 回
権利擁護・高齢者虐待対応ケア会議			
平成 29 年度実績	平成 30 年度実績	令和元年度実績	令和 2 年度見込み
2 回	23 回	24 回 (他に 1 回中止※)	31 回 (他に 5 回中止※)
虐待防止リーフレット・ポスターによる啓発			
平成 29 年度実績	平成 30 年度実績	令和元年度実績	令和 2 年度見込み
リーフレット 3,000 部	リーフレット 20,500 部	ポスター 6,000 枚	ポスター 2,000 枚
介護事業者等に対する研修等			
平成 29 年度実績	平成 30 年度実績	令和元年度実績	令和 2 年度見込み
4 回	4 回	2 回 (他に 3 回中止※)	4 回

※新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため

課題と今後の方向性

- 近年、高齢者虐待通報件数が増えているが、虐待の認識がない場合等、通報に至らないケースもあるため、さらなる普及啓発が求められる。今後は、高齢者虐待について区民の目に触れる機会を増やし、相談の敷居を下げることで潜在化を防ぐ必要がある。
- 高齢者虐待案件が増加する中で、老人福祉法上の措置案件など深刻なケースも増加しており、緊急性が高いものや困難なケースへの対応、全てのケース記録・管理に係る関係職員への負荷は喫緊の課題となっている。このため、高齢者虐待対応のマニュアルやガイド機能を備えた「高齢者虐待対応システム」を構築し、専門家を交えたケア会議等の実施を推進することで、より効率的で効果的な対応の実現を図る必要がある。
- 要介護施設従事者による虐待についても、近年、疑いのある相談とともに認定に至るケースが増加傾向にある。実地指導や集団指導において職員に対する虐待防止の研修・教育の徹底と、事業所自体が小さな兆候にも迅速に対応するよう、引き続き指導していく。

(1) 災害対策について

① 二次避難所としての災害時協力協定の締結

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、有料老人ホーム等 45 施設と災害時協力協定を締結している。一次避難所での生活が困難な要配慮者を受け入れる施設として、二次避難所を開設し、要配慮者の安心・安全な避難行動を支援する。

② 事業者向け研修の実施

介護事業者向け多職種連携研修において「防災」をテーマに実施し、意識の向上と平時からの備えについて啓発を実施した。

事業者向け研修			
	平成 30 年度実績	令和元年度実績	令和 2 年度実績
	1 回	— 回	1 回

※ 令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の拡大により、動画配信にて実施

③ 実地指導等における防災対策の確認

サービス種別毎に実施する実地指導において、各事業所における災害への備えとして備蓄品や対応マニュアルの整備、避難訓練の実施状況等について確認及び指導を実施した。

④ 避難確保計画の作成支援

平成 29 年度に水防法・土砂災害防止法が改正され、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務となったため、介護事業所等に対し、避難確保計画の作成支援を行った。

平成 29 年度	令和元年度	令和 2 年度
要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため『水防法』及び『土砂災害防止法』が改正	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2019年改訂版江戸川区水害ハザードマップの配布 ・ 介護事業者向けに説明会開催 	該当の施設サービス、居住系サービス、通所系サービスなどを中心に作成

(2) 感染症対策について

① 介護事業者への情報提供

江戸川区介護保険のホームページのほか、介護事業者向け専用ホームページケア倶楽部等にて情報提供を実施。国（介護保険最新情報）や東京都の通知などをリアルタイムで掲載し、感染症対策における支援を実施した。

② 事業者向け研修の実施

介護事業者向け多職種連携研修において「感染症対策」をテーマに実施し、感染症対策の重要性と平時からの備えについて、啓発を実施した。

事業者向け研修			
	平成 30 年度実績	令和元年度実績	令和 2 年度実績
	一 回	1 回	1 回

※ 令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の拡大により、動画配信にて実施

③ 実地指導等における感染症対策の徹底

年 1 回実施する介護事業者への集団指導やサービス種別毎に実施する実地指導において、各事業所における感染症への備えとして備蓄品や対応マニュアルの整備等について指導し、対策を徹底した。

集団指導			
	平成 30 年度実績	令和元年度実績	令和 2 年度見込み
	1 回	1 回	1 回

※ 令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の拡大により、書面開催にて実施

(3) 新型コロナウイルス感染症対策について

① 介護事業所における新型コロナウイルス感染症対策連携会議

江戸川区医師会の呼びかけにより、区内の医師、介護事業者等が集まり、新型コロナウイルス感染症に関する最新情報や対策、現状に関して意見交換会を開催した。

介護事業所における新型コロナウイルス感染症対策連携会議			
	第 1 回		第 2 回
	4 月 9 日 (木)	4 月 10 日 (金)	5 月 21 日 (木)

② 介護事業者への情報提供

江戸川区介護保険のホームページのほか、介護事業者向け専用ホームページケア倶楽部等にて情報提供を実施。国（介護保険最新情報）や東京都通知、本区からの情報などをリアルタイムで掲載し、感染症対策における支援を実施した。

③ 介護施設における新型コロナウイルス感染症発生時の職員相互派遣スキームの構築

新型コロナウイルス感染症が区内介護保険施設（特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設）において発生した場合に、必要なサービス提供が継続できるよう、施設間で職員を相互に派遣するための枠組みを構築した。

課題と今後の方向性

- 二次避難所への避難について、避難行動要支援者の中でも優先順位の高い方には事前に避難場所を指定した上で、対象者について施設や支援者等で情報共有するなどの体制を構築していく。
- 一次避難所となっている体育館等で生活することが困難な要配慮者に対し、空き教室等を利用した避難スペースを設ける等、避難時においても安心して生活できる体制を整える。
- 実地指導や集団指導において、災害及び感染症に対する備えとして、備蓄品や災害・感染症対応マニュアル、避難訓練の実施状況等について確認と指導の継続をしていく。
- 防災、感染症対策において、介護事業所の事業継続が可能となるようこれまでも取り組んできている。今後も、人の確保や正しい情報の提供などが重要となることから、より有効な方策等について検討していく。

第8期計画において記載を充実する事項(案)

■ 第8期の基本指針においては、介護保険部会の「介護保険制度の見直しに関する意見」を踏まえて、以下について記載を充実してはどうか。

1 2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備

○2025・2040年を見据え、地域ごとの推計人口等から導かれる介護需要等を踏まえて計画を策定

※基盤整備を検討する際、介護離職ゼロの実現に向けたサービス基盤整備、地域医療構想との整合性（病床の機能分化及び連携に伴い生じるサービス必要量に関する整合性の確保）を踏まえる必要がある旨は第7期から記載。

※指定介護療養型医療施設の設置期限（2023年度末）までに確実な転換等を行うための具体的な方策について記載。

※第8期の保険料を見込むに当たっては直近（2020年4月サービス分以降）のデータを用いる必要がある。

2 地域共生社会の実現

○地域共生社会の実現に向けた考え方や取組について記載

3 介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）

○一般介護予防事業の推進に関して「PDCAサイクル沿った推進」、「専門職の関与」、「他の事業との連携」について記載

○高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について記載

○自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取り組みの例示として就労的活動等について記載

○総合事業の対象者や単価の弾力化を踏まえて計画を策定

○保険者機能強化推進交付金等を活用した施策の充実・推進について記載。（一般会計による介護予防等に資する独自事業等について記載。）

○在宅医療・介護連携の推進について、看取りや認知症への対応強化等の観点を踏まえて記載

○要介護（支援）者に対するリハビリテーションの目標については国で示す指標を参考に計画に記載

○PDCAサイクルに沿った推進にあたり、データの利活用を進めることやそのための環境整備について記載

4 有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化

○住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を記載

○整備に当たっては、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を勘案して計画を策定

5 認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進

○認知症施策推進大綱に沿って、認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すため、5つの柱に基づき記載。（普及啓発の取組やチームオレンジの設置及び「通いの場」の拡充等について記載。）

○教育等他の分野との連携に関する事項について記載

6 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

○介護職員に加え、介護分野で働く専門職を含めた介護人材の確保の必要性について記載

○介護現場における業務仕分けやロボット・ICTの活用、元気高齢者の参入による業務改善など、介護現場革新の具体的な方策を記載

○総合事業等の担い手確保に関する取組の例示としてボランティアポイント制度等について記載

○要介護認定を行う体制の計画的な整備を行う重要性について記載

○文書負担軽減に向けた具体的な取組を記載

7 災害や感染症対策に係る体制整備

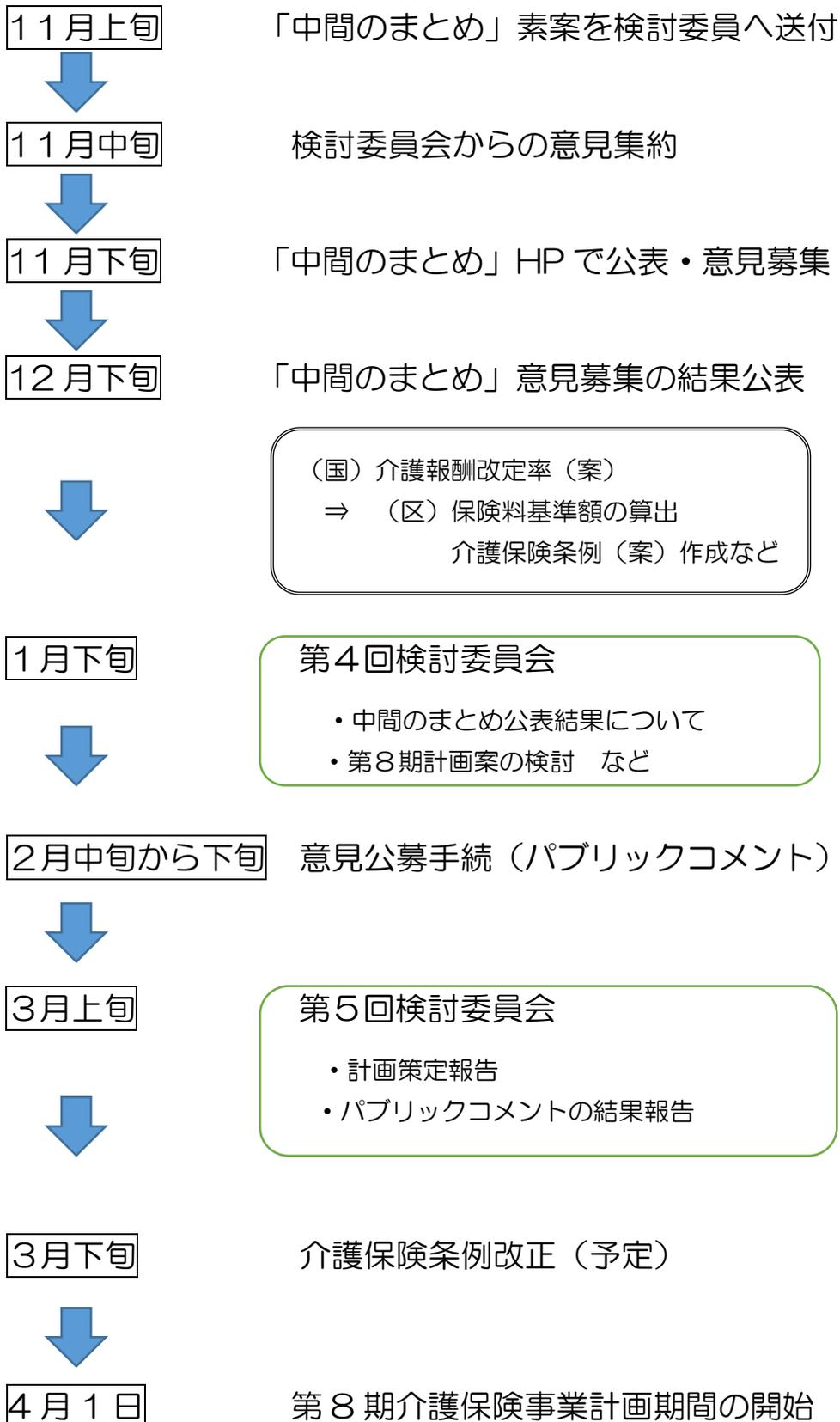
○近年の災害発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、これらへの備えの重要性について記載

項 目	内容・特記事項
<p>第1部 総論</p>	
<p>第1章 計画の目的と性格</p> <p>1 計画改定の目的</p> <p>2 計画の性格</p> <p>3 計画期間</p> <p>4 計画改定のための取組</p>	<p>・都の医療計画、介護保険事業支援計画等との整合性の確保、区の各種計画との調和</p> <p>・基礎調査、検討委員会、広報と意見募集</p>
<p>第2章 基本理念</p> <p>1 基本理念と基本目標</p>	<p>・区基本構想・基本計画との調和</p>
<p>第2部 区の現状と高齢化への対応</p>	
<p>第1章 区の現況と推計</p> <p>1 人口及び高齢化率の推移・推計</p> <p>2 世帯の状況</p> <p>3 住まいの状況</p> <p>4 介護保険被保険者及び要介護認定者の推移・推計</p> <p>5 認知症の方(疑い含む)の状況</p>	<p>・2040年も見据えた中長期的な推計</p> <p>・住まいの形態、在宅生活の意向</p>
<p>第2章 介護保険サービス等の現状と課題</p> <p>1 介護保険サービス利用者</p> <p>2 居宅サービス</p> <p>3 居住系サービス</p> <p>4 地域密着型サービス</p> <p>5 施設サービス</p>	<p>・利用者数の推移</p> <p>・サービス別利用者数・利用割合等</p> <p>・特定施設入居者生活介護の状況</p> <p>・住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等の状況</p> <p>・利用者数、圏域別の整備状況</p> <p>・施設整備と利用者数</p>
<p>第3章 高齢化への対応</p> <p>今後の高齢化の進行 ―世界に例を見ない高齢化を前に―</p> <p>I 医療 ―誰もが虚弱高齢者になりうる―</p> <p>II 介護 ―右肩上がりの要介護認定者数―</p> <p>III 住まい ―高齢化による住まいの変化―</p> <p>IV 生活支援 ―孤立化が進む熟年者―</p> <p>V 介護予防 ―人との関わりは介護予防―</p>	
<p>第4章 区の具体的な取組 ―住み慣れた地域で暮らし続けるために―</p> <p>I 医療(在宅療養を支える医療と介護の連携)</p> <p>医療と介護の連携強化、専門職のスキルアップ、サービスの充実</p> <p>II 介護(介護基盤の強化による安心と希望のある地域づくり)</p> <p>地域密着型サービスの整備推進、施設の計画的な整備</p> <p>介護人材の確保と事業者への支援</p> <p>介護保険事業の適正化、保険外サービスのあり方</p>	<p>・地域包括ケアシステムの推進と地域共生社会の実現</p> <p>・SDGsのゴールとの関連性を見える化</p> <p>・連携のさらなる推進に向けての取組</p> <p>・制度の持続可能性を確保するため、中長期的な視点に立って整備を推進</p> <p>・人材確保事業の推進と元気高齢者など多様な人材の活用及び業務効率化の推進</p>

項 目	内容・特記事項
<p>II 介護(認知症高齢者への地域ケアの確立) 認知症予防、早期発見・診断・対応の仕組みづくり 認知症地域ネットワークの構築、地域生活を支える介護サービスの充実 地域での日常生活・家族の支援の強化</p> <p>III 住まい(安心して住み続けられる住まいの確保) 住まいに対する相談・情報提供、居住継続への支援 高齢者向け住宅の整備、低所得者向け住まいの確保</p> <p>IV 生活支援(熟年者を支える地域ネットワークの構築) 熟年相談室の機能強化 地域ケア会議・地域支援ネットワークの充実</p> <p>IV 生活支援(権利擁護事業の充実) 判断能力が低下した人への支援 高齢者虐待への対応</p> <p>V 介護予防(熟年者の介護予防と日常生活を支える地域づくり) 効果的な介護予防の推進 社会参加と地域の支えあい・助けあいの仕組みづくり 介護予防・日常生活支援総合事業の推進 介護予防・生活支援サービスの提供体制の整備</p> <p>共生社会(地域共生社会の実現に向けた取組) 全世代分野横断の視点に立った地域づくり なごみの家の取組</p>	<p>・認知症施策推進大綱を踏まえた施策の推進</p> <p>・居住支援の取組の推進</p> <p>・連携、協働によるネットワークの充実</p> <p>・制度の利用促進 ・啓発と対応スキルの向上</p> <p>・保健事業と介護予防の一体的な実施 ・リハビリテーション提供体制の状況 ・就労的活動の推進</p> <p>・我が事、丸ごとの地域づくりを推進 ・複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を強化</p>
<p>第3部 熟年者保健福祉施策の展開</p>	
<p>第1章 熟年しあわせ計画</p> <p>1 健康ではつらつとした生活作り (1)健康長寿のまち (2)介護予防のまち</p> <p>2 安心と信頼のサービスづくり (1)地域生活を支援するまち (2)介護する家族を支えるまち (3)安心介護のまち【介護保険事業計画部分に相当】</p> <p>3 豊かな福祉のまちづくり (1)安心・快適、心のバリアフリーのまち (2)いつまでの住み続けることのできるまち</p> <p>4 生きがいに満ちた生涯づくり (1)ふれあいと支えあいのまち (2)熟年パワーのあふれるまち</p> <p>5 サービス利用支援体制づくり (1)安心してサービスが利用できるまち (2)連携により円滑なサービスを提供するまち</p>	

項 目	内容・特記事項
<p>第2章 介護保険事業計画</p> <p>1 介護保険サービス料等の見込み</p> <p>(1)居宅サービス</p> <p>(2)居住系サービス</p> <p>(3)施設サービス</p> <p>(4)地域密着型サービス</p> <p>(5)介護予防・生活支援サービス</p> <p>(6)地域支援事業</p> <p>2 介護保険財政の実績と見込み</p> <p>(1)介護保険財政の3年間のまとめ</p> <p>(2)保険給付費財源の財源構成及び内訳</p> <p>(3)保険料の収納状況及び使途</p> <p>(4)介護給付費準備基金</p> <p>3 保険給付費等及び保険料の見込み額</p> <p>(1)保険給付費を推計する上での主な留意点</p> <p>(2)計画期間における保険給付費等見込み額</p> <p>(3)介護給付費準備基金の活用</p> <p>(4)第8期介護保険事業計画における介護保険料〈保険料基準額〉</p> <p>(5)第1号被保険者の所得段階別保険料</p> <p>(6)2025年、2040年のサービス水準の推計</p> <p>4 介護保険事業を円滑に推進するための施策</p> <p>(1)サービス利用等における低所得者への配慮</p> <p>(2)サービスの質の向上のための方策</p> <p>5 権利擁護事業の充実</p> <p>(1)判断能力が低下した人への支援</p> <p>(2)高齢者虐待への対応</p> <p>6 介護保険事業の推進</p> <p>(1)公平・公正な要介護認定の実施</p> <p>(2)地域密着型サービスの指定事務の実施</p> <p>(3)居宅介護支援事業者の指定事務の実施</p> <p>(4)共生型サービスの整備支援</p> <p>(5)災害・感染症への対策</p> <p>(6)介護保険事業計画の推進・評価</p>	<p>・介護医療院を追加</p> <p>・指定に関する保険者の関与等</p> <p>・保険者機能強化推進交付金等を活用した施策の充実・推進</p> <p>・事業継続に向けての事業者支援の推進</p>
資 料	
江戸川区介護保険事業計画等検討委員会委員名簿	

今後のスケジュール（予定）



介護保険料基準額算定までの流れ

[参考①：保険給付費算定までのながれ]

人口及び 要介護認定者数 の推計 ↓	①	高齢者人口(第1号被保険者数)の推計 (平成30年度(2018年度)~32年度(2020年度)、以下同様)
	②	①に、実績を踏まえ、要介護認定者数を自然体推計 ・要介護認定者数=被保険者数×要介護認定率
	③	②に、介護予防等施策を反映して、要介護認定者数を推計
施設・居住系 サービス見込み量 の推計 ↓	④	③から、近年の実績を踏まえ、利用者数を自然体推計 ・要介護認定者数×各サービス利用率
	⑤	④に、今後のサービスの整備方針等を踏まえ、利用者数を設定して推計
居宅サービス 見込み量の推計 ↓	⑥	③から⑤の施設・居住系サービス利用者数を除いた居宅サービス対象者数から、近年の実績を踏まえ、利用者数を自然体推計 ・居宅サービス対象者数(要介護認定者数-施設・居住系サービス利用者数)×各サービス利用率
	⑦	⑥に、今後のサービスの充実方針等を反映して、利用者数を推計
	⑧	⑦から、近年の実績を踏まえ、居宅サービス利用量を推計 ・居宅サービス利用者数×1人あたり利用回(日)数
保険給付費 の推計	⑨	施設・居住系サービス給付費=利用者数×1人あたりサービス給付費 居宅サービス給付費=利用量×1回(日)あたりサービス給付費 ・介護報酬改定率等の影響を反映する

※上記の「施設サービス」には、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を含む。

※上記の「居住系サービス」は、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護を指す。

※上記の「居宅サービス」は、居宅サービス及び地域密着型サービス(施設・居住系サービスに該当するサービスを除く)を指す。

[参考 ②:介護保険料基準額算定までの流れ(第7期)]

保険給付等見込み額(平成30(2018年度)~32年度(2020年度))

1,335億9,821万円

× 第1号被保険者負担割合

23.0%

第1号被保険者負担分 相当額

307億2,759万円

+ 調整交付金相当額

65億8,949万円

- 調整交付金見込額

55億6,581万円

- 介護給付費準備基金取崩額

27億3,500万円

介護保険料収納必要額

290億1,627万円

÷ 予定介護保険料収納率

97.44%

÷ 所得段階別加入割合補正後第1号被保険者数

459,557人

保険料基準額(年)

64,800円

保険料基準額(年) ÷ 12カ月 = 5,400円(月)